

# ★ 新庁舎建設基本設計に関するパブリックコメントの実施について

現在、町では平成27年度の供用開始を目指して庁舎建設事業を進めております。  
それに伴い新庁舎建設基本設計を作成したので、町民の皆様の意見を募集します。

【募集期間】 平成26年1月6日（月）～2月7日（金）（郵送の場合は必着）

## 【提出方法・提出先】

所定の意見書に、住所・氏名・電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。  
意見書用紙は石川町役場総務課、石川町公民館、各自治センターにあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。なお、様式は、必要事項が明記されていれば任意様式でも可能です。

◎郵送の場合

〒963-7893 石川町字下泉 153-2 石川町役場総務課あて

◎ファックスの場合 26-0360 石川町役場総務課あて

◎Eメールの場合 soumu@town.ishikawa.fukushima.jp

◎直接提出の場合 石川町役場総務課総務係（本庁舎1階、TEL 26-2111 内線 225）

## 【ご意見の取扱い】

○お寄せいただいたご意見につきましては、新庁舎建設実施設計に当たって参考にさせていただきます。

○いただいた情報については、この意見募集以外の目的に使用したり、第三者に提供することはありません。また、いただきましたご意見につきましては個別に回答はいたしません。とりまとめ、後日ホームページ等で公表します。

【お問い合わせ先】 石川町役場総務課総務係 26-2111

◎新庁舎建設基本設計説明書については、役場総務課でご覧になれます。

以下、新庁舎建設基本設計の概要をお知らせいたします。



## ★ 新庁舎建設の基本方針 （石川町新庁舎建設基本構想・基本計画より）

1. 機能性・効率性の高い庁舎を目指します。
2. すべての町民に開かれた庁舎を目指します。
3. 防災拠点機能を備えた庁舎を目指します。
4. 町民に親しまれる庁舎を目指します。
5. 地球環境にやさしい庁舎を目指します。

## ★ 計画概要

### ■敷地概要

|        |                  |
|--------|------------------|
| 計画地    | 石川町字長久保154番地の3ほか |
| 用途地域   | 第2種住居地域          |
| 敷地面積   | 6,959.74㎡        |
| 周辺道路   | 東側：国道118号（幅員20m） |
| 指定建ぺい率 | 60%              |
| 指定容積率  | 200%             |
| 防火地域   | 無し               |
| 地区計画   | 無し               |
| 高度地区   | 無し               |
| 日影規制   | 5時間、3時間          |

### ■建築計画概要

|      |                    |
|------|--------------------|
| 建築面積 | 庁舎：1,077㎡ 車庫棟：272㎡ |
| 延床面積 | 庁舎：3,133㎡ 車庫棟：544㎡ |
|      | 合計：3,677㎡          |
| 階数   | 庁舎：地上3階 車庫棟：地上2階   |
| 駐車場  | 129台（車庫8台を含む）      |

### ■構造計画概要

|    |                    |
|----|--------------------|
| 構造 | 庁舎：鉄筋コンクリート造(免震構造) |
|    | 車庫棟：鉄骨造            |



□案内図

## ★ 新庁舎建設スケジュール

| 平成25年度    | 平成26年度 | 平成27年度  |
|-----------|--------|---------|
| 基本設計・実施設計 | 確認申請   | 新庁舎建設工事 |
|           |        | 供用開始    |

## 設計趣旨・コンセプト

### 桜の谷の集いの庁舎 —町のみんながいつでも集まる家のような庁舎をつくります—

国道 118 号は、石川街道として、昔からこの町に「ひとやもの」の交流をつくり出してきました。

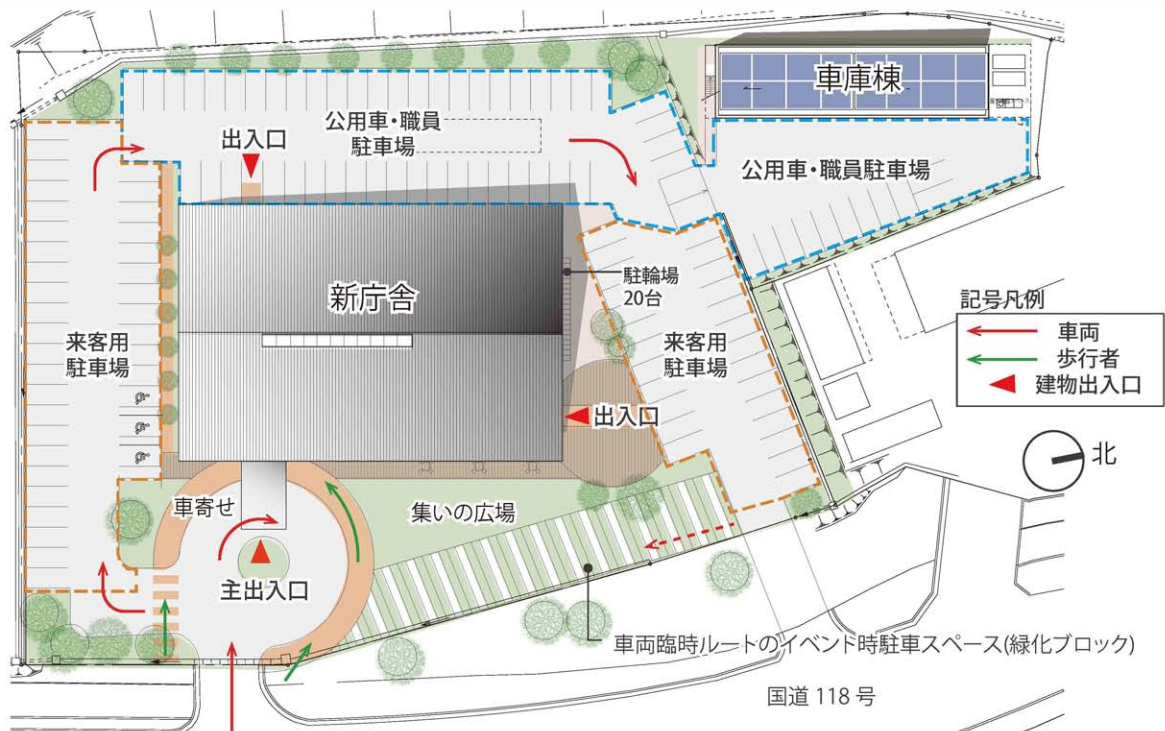
この歴史ある石川街道に面して町民が集える、快適な家のような庁舎を計画します。

街道に面して庭のようなひろばとリビングのような開放的な町民ラウンジを計画して、いつも賑わいがあふれるみんなの居場所をつくります。



□東からの庁舎外観イメージ

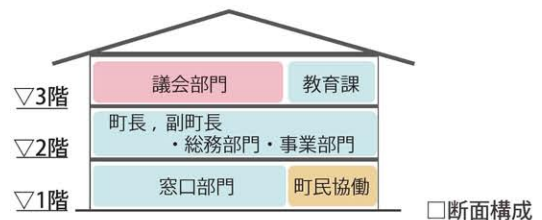
## 配置計画



### 1.機能性・効率性の高い庁舎

簡素で分かりやすい組織の構成と各課等の配置を計画します。

- ・町民利用が一番多い、窓口部門(町民生活課、保健福祉課、税務課、会計室・指定金融機関、水道事業所)を1階に配置します。
- ・2階には、町長、副町長、総務部門(総務課)、事業部門(地域づくり推進課、産業振興課、農業委員会、都市建設課)を集約配置します。
- ・3階は、独立性が高い、議会部門と教育課を配置します。
- ・1階の窓口は、ワンストップサービスとし、窓口で行われる各種証明書の発行や届出等の手続きを、1カ所のできる対応とします。さらに、カウンターは衝立方式を基本とし、町民のプライバシーに配慮します。
- ・各階は、基本的にオープンカウンター方式とし、町民サービスが行いやすい計画とすると共に、カウンターの外側に打ち合わせスペースを設け、町民が執務室に入ることなく用件を済ませることができる計画とします。



□断面構成



□1階町民ロビーより窓口カウンターを見た内観イメージ



## 2.すべての町民に開かれた庁舎

ア)ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎

- ・車いす、ストレッチャー対応の15人乗りエレベーターを設置します。
- ・多目的トイレを計画し、オストメイト(人工肛門や人工膀胱の方)にも対応します。
- ・授乳室、キッズコーナーを設けます。
- ・視覚障がい者用の点字ブロックを適正に配置します。

イ)町民が主体的に関わり活動できる庁舎

- ・エントランス南側の暖かなエリアに、町民ホールを計画します。町の紹介展示コーナーや町民協働スペース、談話コーナーを計画します。この町民ホールは、土・日・祝日及び夜間にも開放できる計画とします。
- ・集いの広場側にも、打合せコーナーを兼ねたスペースを計画します。

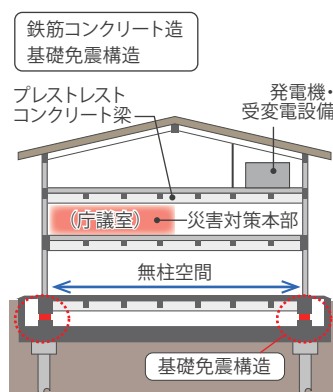


□授乳室イメージ □多目的トイレイメージ □キッズコーナーイメージ

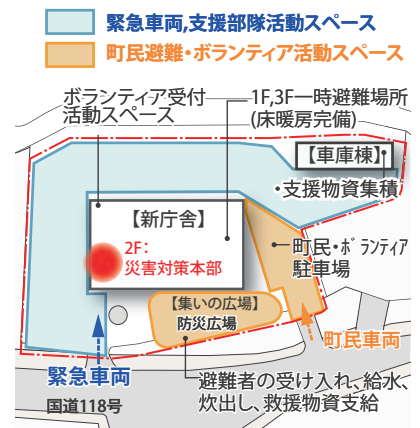
## 3.防災拠点機能を備えた庁舎

ア) 防災拠点にふさわしい安全な庁舎

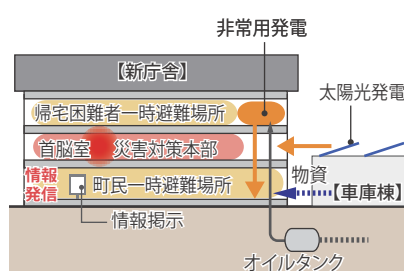
- ・新庁舎は免震構造とします。震度7の地震に対してもその直後から庁舎機能が発揮できる防災拠点にふさわしい計画とします。
- ・免震構造を採用することで、庁舎としての耐震安全性の確保は勿論、災害時の一般利用者及び職員に建物の揺れによる不安感を与えず、天井材等の二次部材の脱落や損傷を防止します。
- ・車庫棟に備蓄庫、資材庫を計画し、日頃から災害に備えます。
- ・災害時の自立インフラ(電力・水・排水・燃料)の確保を図り、防災拠点・一時避難施設としての運営機能を確保します。
- ・非常時に備え自家発電設備を設置し、1週間の連続運転を可能とし、燃料は3日分を備蓄します。災害時に必要となる各設備機器が確実に運転できる計画とします。
- ・受水槽に余裕を持ち、非常時に必要な生活用水などの貯水量を確保します。
- ・空調の熱源水槽の水200tを災害時の雑用水として利用できる計画とします。



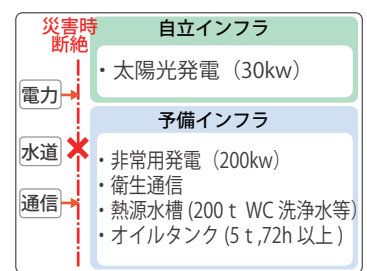
□構造計画図



□災害時敷地利用計画



□災害時対応(断面図)

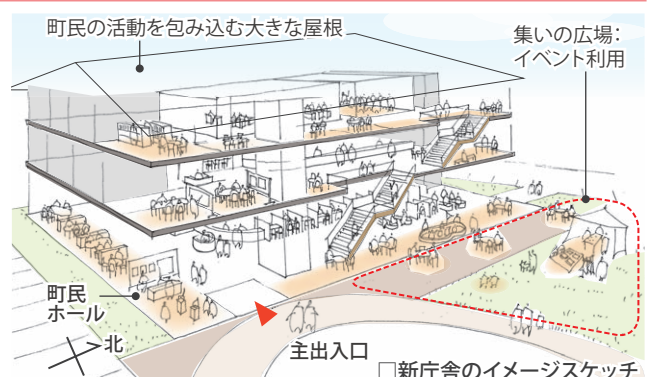


□バックアップシステム

## 4.町民に親しまれる庁舎

ア) 町民に親しまれる庁舎

- ・大きな屋根のある親しみある庁舎とします。
- ・国道に面して、主出入口を設け、わかりやすい計画とします。庁舎東側の屋外に広場を計画し、イベントなどでの活用が可能な計画とします。外構計画においてもイベント利用を考慮した緑化ブロックの設置など、町民が利用しやすいよう配慮します。
- ・県産木材の活用を検討します。腰壁や家具への活用を考えています。



## 5.地球環境にやさしい庁舎

- ・地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素発生量の少ない設備システムの採用や自然エネルギー利用（自然換気・外気冷房・太陽光発電等）を図ることで環境共生型の施設となるように計画します。
- ・太陽光発電システム30kwを車庫棟屋上に設置し、省エネを図るとともに、発電量表示装置を設置し、自然エネルギーへの関心を高めます。
- ・省エネルギー機器（LED照明・高効率蛍光灯（Hf）・人感センサー照明・高効率変圧器・高効率熱源機器・空調機等）を積極的に採用し、二酸化炭素排出量削減やランニングコスト低減を図ります。
- ・空調熱源方式は、経済性に優れ、環境に配慮した水蓄熱方式を採用します。



□太陽光発電イメージ

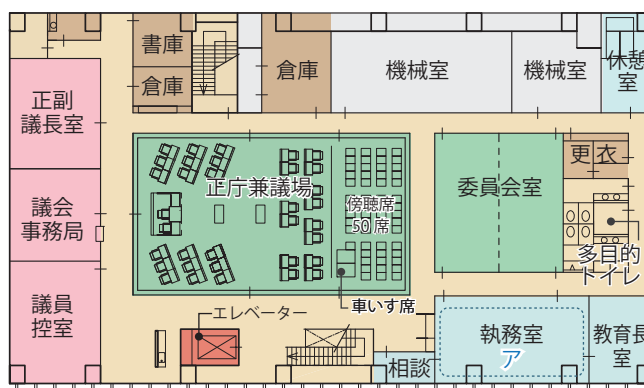


□発電量表示装置の設置イメージ

## 平面計画

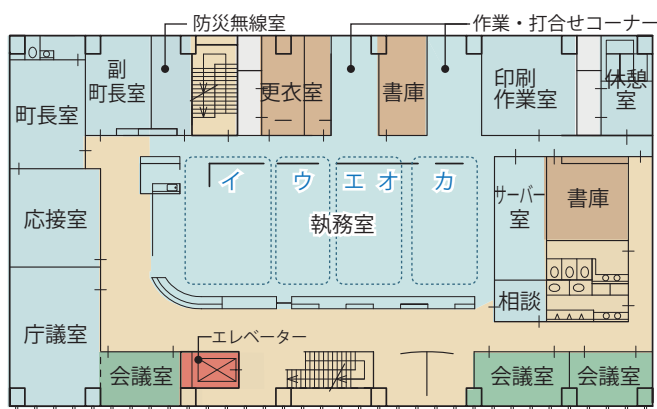
### 3F 議会部門 教育課 ……………ア

議場は、議会のための利用ではなくフレキシブルな利用ができる多機能な空間とします。正庁や会議また壮行会等の式典利用も可能な計画とします。



### 2F 総務課 ……………イ 地域づくり推進課 ……………ウ 産業振興課 ……………エ 農業委員会 ……………オ 都市建設課 ……………カ 町長室・副町長室

災害時には庁議室が災害対策本部として機能し、危機管理を行います。



### 1F 町民生活課 ……………キ 保健福祉課 ……………ク 税務課 ……………ケ 水道事業所 ……………コ 会計室・指定金融機関 ……サ

3方向に出入口を設け、駐車場からのアプローチを容易にします。

